



2024年11月28日

二本松市議会議長

本 多 勝 実 様

国に対し、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）の改正を求める意見書」

の提出を求める請願書

請願団体

日本国民救援会福島県本部安達支部

支部長 伊 藤 紘

住所



紹介議員

斎 藤 広 二



【請願の趣旨】

この度、標記の請願を貴議会に提出させていただきたく、書面でお願いする
しだいです。

ひとたび確定した判決といえども、もし冤罪の恐れがあるならば、高い人道
的観点からまた基本的人権の尊重という趣旨から、できる限り救済の道を開く
ことが必要です。

日本の再審制度の建て付け、「再審をやってください」という再審請求手続き
と、実際にそれを受けて行われる再審公判手続きという二段階の制度の組み立
てになっています。

多くの再審事件で一段階目の請求手続きの方で、検察は頑として認めず、裁
判所の再審開始決定に対しても不服申立てをして争うというひどい対応をして
います。

再審制度は、実態的真実のために、法的安定性を犠牲にする非常救済手続き
ですが、法的安定性を強調するあまり、再審の条件をいたずらに厳格かつ形式
的に解し、再審の道を閉ざすことがあってはなりません。再審制度の本質を無
視して、機械的に再審を拒むとするならば、再審制度の存在意義は失われます。

現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19条のみで、
極めて大ざっぱな規定です。個々の裁判で、裁判所の解釈、運用にすべて委ね
られているのが実態です。

再審制度の抱える問題点は二つあります。一つは捜査段階で集めた証拠を開
示しないことです。国民の財産である全ての証拠は、隠すことなく弁護団の開
示請求に応じ、真実解明に役立てるべきです。もう一つの問題点は、検察官の
抗告権（上訴）です。都合の悪い証拠を隠して置きながら、裁判所が再審開始



決定を出しても従わず、即時抗告、特別抗告を行うことは許されません。

つきましては、貴議会におかれましても、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。

【請願項目】

1. 再審における検察手持ち証拠の全面開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止すること。
3. 再審における手続きを整備すること。

以上

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改定を求める意見書（案）

再審は、無実の人が救済される最後の砦である。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあってはならないと、誰しも認めることでありながら後をたたない。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続いた。また、2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事があった。そして、再審が開始されて、ついに2024年9月26日静岡地裁で「無罪」の判決が下されたのです。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっている。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚える。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生れず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからである。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の用件で証拠開示が制度化された。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがない。その結果、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されていることである。袴田事件は、2023年3月13日に再審開始が確定した。しかし、大崎事件の原口アヤ子さん（90歳を超える）は、検察の特別抗告に続き特別抗告により、再審が未だ実現していない。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいっては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申し立てにより、89歳で無念の獄死をとげた。

公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことには、法的な制限を加える必要があることは明白である。このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題である。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままである。現行の再審規定のルールである職権主義のドイツも、すでに50年以上前に再審開始決定に対する検

察の上訴を禁止している。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行なおうとしており、政府は、これを踏まえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められている。

無実の者を、誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ、次の点について「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を行うことを要請する。

- (一) 再審における検察手持ち証拠の全面開示すること。
- (二) 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止すること。
- (三) 再審における手続きを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

議会

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿